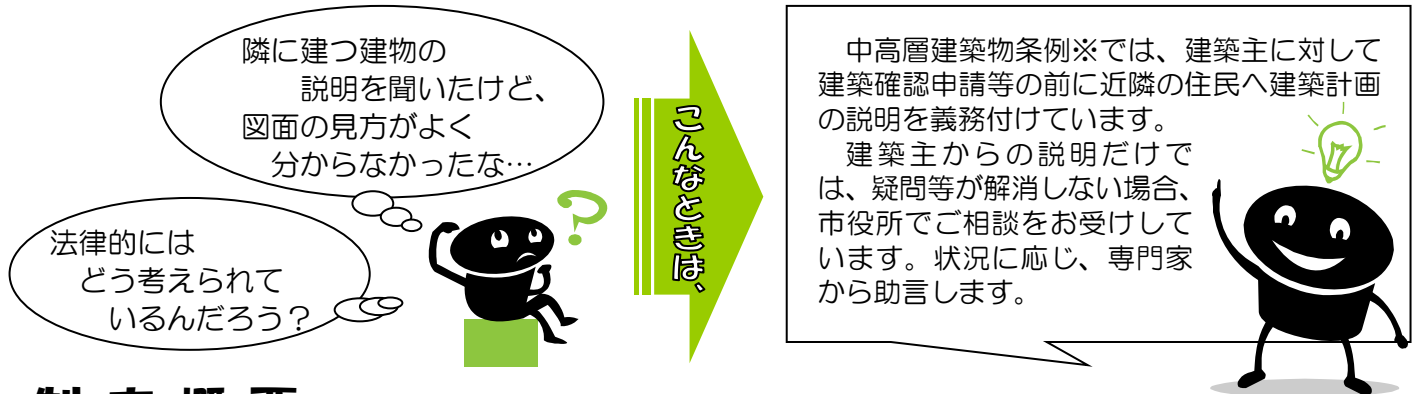


横浜市中高層建築物等に係る専門家助言制度



制度概要

横浜市では、専門家団体（神奈川県弁護士会・横浜市建築士事務所協会）と連携し、専門家助言制度を設けています。本制度は、中高層建築物等の建築に係る専門的事項について、専門家から助言等を受けることにより、近隣住民又は周辺住民の皆さんと建築主との相互理解を促進し、建築に伴う紛争の未然防止又は自主的・円満な解決に役立てることを目的としています。

➤ こんな場面に出会ったら

- ・ 例1)隣に10階建のマンションが！
日影の影響がよく分からない？
- ・ 例2)計画建物から、自宅の窓が丸見え！
プライバシー侵害では？
- ・ 例3)工事中の騒音や振動が心配！
工事協定書は結んだ方がいい？

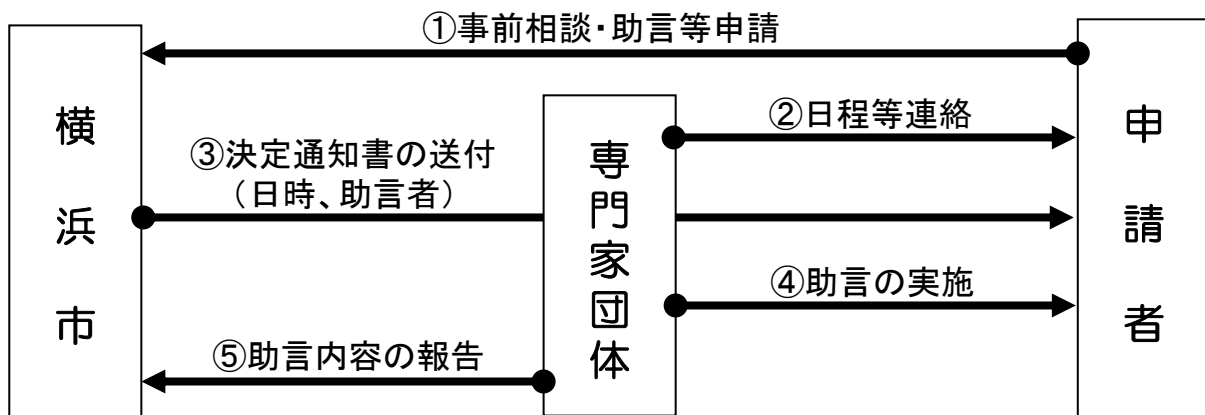
➤ 助言の例

- ・ 日影図の見方、建築基準法や民法上の規定の解説
- ・ 法律上の考え方・判例の紹介
プライバシー対策の事例紹介
- ・ 法規制の説明、工事協定書の解説
- ・ その他、紛争調整制度の紹介など

➤ 建築士と弁護士が原則、2人一組で現地にうかがいます。

➤ 原則1回(必要と判断される場合のみ2回まで)助言を受けることができます。(利用料無料)

手続の流れ



※中高層建築物条例

正式名称は、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」といいます。中高層建築物等の建築に関して、建築主の配慮事項、建築計画の周知手続、紛争調整制度（あっせん及び調停）を定め、良好な近隣関係を保持し、安全で快適な住環境の保全及び形成を図ることを目的としています。

注意事項

- 本制度は、中高層建築物条例の近隣住民又は周辺住民の方を対象とした制度です。
近隣住民又は周辺住民とは主に、計画地の敷地境界線から15m以内の方、計画建物の日影がかかる方、テレビの電波障害の影響を受ける方です。
- 計画について、説明をまだ受けられていない方は、まず建築主や設計事務所に直接連絡し、説明を受けましょう。
- 建築主や設計事務所からの説明だけでは、疑問等が解消しない場合、市役所でご相談をお受けしています。



- 更に、専門的な理解を深めたい場合、専門家の意見を聞きたい場合などに、本制度により、専門家からの助言が行われます。
- 制度の利用にあたっては、ご近所の方とよく相談してください。グループでの申請が必要です。(2名以上から)

制度要綱に照らして妥当でないもの※は、お断りする場合があります。

※(妥当でないものの例) 建築計画が適法であるかの判断を求めるもの、土地建物等の資産価値変動の予測を求めるもの、周辺の事業活動・営業への影響を問うもの、土地境界の権利問題を問うもの、金銭補償の具体的な金額を問うもの、健康への影響・被害等に関するもの、反対運動等を行うための助言を求めるもの、等

また、制度の実施は予算の限度内とします。

まずは、建築局 情報相談課にご相談ください

制度要綱等

横浜市 専門家助言制度

検索

横浜市 建築局 情報相談課

住所 横浜市中区相生町 3-56-1 KDX 横浜 関内ビル 5階

電話 045-671-2350 FAX 045-681-2436

横浜市 情報相談課

検索

平成 31 年 4 月 発行